

○議事日程（令和２年３月18日第２日）

日程第１ 会議録署名議員の指名

日程第２ 諸般の報告

日程第３ 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 長 澤 龍 夫

○出席議員

1 番	西 脇 康	2 番	清 水 由美子
3 番	小 寺 光 信	4 番	北 倉 義 博
5 番	岩 永 義 仁	6 番	長 澤 龍 夫
7 番	大 橋 三 男	8 番	吉 田 太 郎
9 番	早 崎 百合子	10番	野 村 永 一
11番	田 中 敏 弘	12番	松 永 民 夫
13番	水 谷 久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	大 橋 孝	副 町 長	柏 渕 裕 昭
教 育 長	並 河 清 次	総 務 部 長 兼 企 画 政 策 課 長	松 岡 弘 泰
総務部総務課長	中 島 恵 美	総務部税務課長	大 倉 修
住民福祉部長兼 健康福祉課長	久保寺 利 明	住 民 福 祉 部 住 民 人 権 課 長	田 中 実
住 民 福 祉 部 子 ど も 課 長	近 藤 真由美	住 民 福 祉 部 生 活 環 境 課 長 心 得	問 山 剛
産業建設部長兼 水 道 課 長	田 中 一 也	特命事項推進監兼 産業建設部企業誘致・ 商 工 観 光 課 長	川 地 憲 元
産 業 建 設 部 農 林 振 興 課 長	川 口 智 也	産 業 建 設 部 建 設 課 長	高 橋 正 人
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 中 隆	教育委員会事務局長兼 教育総務課長兼 ス ポー ツ 振 興 課 長	西 川 敏 明
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	西 脇 直 樹	消 防 長	三 和 隆 夫

消 防 次 長 兼
予 防 課 長

吉 田 英 之

消 防 次 長 兼
消 防 総 務 課 長

廣 澤 幸 雄

警 防 課 長

三 輪 則 夫

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

藤 田 勝 彦

議 会 事 務 局 書 記

稲 川 諭 実 彦

(開議時間 午前 9 時 30 分)

○議長(長澤龍夫君) おはようございます。

令和 2 年第 1 回養老町議会定例会を開催するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴者の御起立をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(長澤龍夫君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

本日定例会 2 日目は、車椅子利用の方及び随行者 1 名に限り、議事堂内での議会傍聴制限つきで許可いたしました。

ただいまから令和 2 年第 1 回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(長澤龍夫君) それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

養老町議会会議規則第 127 条の規定によって、12 番 松永民夫君、13 番 水谷久美子君を指名します。

○議長(長澤龍夫君) 次に、日程第 2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

○議長(長澤龍夫君) 次に、日程第 3、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は養老町議会会議規則第 56 条第 1 項の規定に基づき、議員 1 人当たりの質問・答弁の時間を 60 分以内といたします。

それでは、6 名の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、11 番 田中敏弘君。

なお、機材の準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

○ 1 1 番(田中敏弘君) 議長の発言の許可を頂きましたので、通告に従いまして 2 項目質問をいたしたいと思えます。

まず最初の項目ですが、教育現場の課題対策についてであります。

1 点目として、小・中学校の学生の視力・体力についてであります。

文科省が昨年 12 月、2019 年度学校保健統計調査を発表しました。裸眼の視力が 1.0 未満の小学生は 5 年連続の増加で 34.57%、中学生の 57.47%、高校生の 67.64% はともにいずれも過去最多の割合となりました。

スマートフォンやタブレットの普及などで、視力低下について、近くで物を見る時間が増えたり、屋外で遊ぶ機会が減って遠くを見なくなったりしていることが背景にある

のではないかと推測しています。

体力について、スポーツ庁が小学校5年と中学校2年を対象に実施した2019年度全国体力テストの結果を公表しています。握力や持久走など実技8種目の合計点平均は昨年度まで上昇傾向であったが、小・中の男女とも一転して数値を落とした。小5男子は2008年度の調査開始以降最低となった。要因として、スマートフォン、ゲーム機の普及などに伴い、子供たちの運動時間が減少していることなどを上げています。

調査に協力したある教授は、体の動かし方が分からず、動作が未成熟のようだ。以前よりも外で自由に遊んだり、親とのスキンシップを通じて体を動かしたりする機会が減っていることが原因ではないか。けがにもつながるし、身を守るために幼少期からの運動は必要だと語っておられ、私も全く同感であります。

体力向上のため、県教委は今年度から県内小・中学校に体力テストで課題となった種目に再度取り組み、学校ごとに競う仕組みを導入しているとメディア報道しています。

これらを踏まえ、当町の小・中学生に対する視力・体力の現在、今後の取組方、見解をお尋ねいたします。

2点目の4時禁ルールについてであります。

授業が昼までに終わり、帰宅した日に、中学校は午後4時、小学校は午後3時までは外出しないで自宅学習するなどするよう求める4時禁ルールと呼ばれる指導方法について、県教委が県内全ての小・中学校に一律の外出禁止や過剰な指導を取りやめるよう伝えたことが報道がありました。

県教委によると、県内で広く行われている4時禁ルールができた時間や経緯は不明。実態調査をしたところ、多くは通常の下校時間までは家で学習するようなどと口頭での指導であったが、一部で時間を指定し、それまで外出しないよう明文化しているケース、また教職員が見回りを実施しているところもあった。このことを踏まえ、県教委は一律の外出禁止や反省文を書かせるといったことは過剰な指導で、不適切として、直ちにやりやめるよう各校に文書で依頼。さらに、全市町村教育長が集まった会合で、地域や児童・生徒から広く意見を聞き、合理性に欠けるルールは見直すよう求めました。

一方で、学校からは子供を事故から守り、学習習慣を身につけさせるためには帰宅後の生活に何らかの指導が必要とする意見があり、保護者会からは安全上の担保になっているという意見も上がっているようです。

県教員の担当者は、生活リズムを整えるなど教育目的の合理的な範囲でのルールは認められるが、過剰な指導は見直してもらいたいと説明しています。

また、ある団体の調査では、地域差もかなりあり、東濃・西濃地区では特に厳しく指導を行っている傾向がある。具体的には、ほとんどの学校は罰則はない、口頭で注意。一部の学校では、保護者に連絡する、先生が巡回指導を行う。生徒への聞き取り調査では、違反した場合、反省文を20枚書けと脅された、実際に反省文を書いた、見つければ

学校に連れていかれると罰則を科しているとの証言を得られたとしています。違反している生徒を他の生徒が密告するという教育的に悪影響としか思えない事態も発生しているようです。

このことを鑑み、当町の今後の方針をお尋ねいたします。

3点目として、運動会の半日開催についてであります。

運動会を半日に短縮する小学校の動きがあります。暑さ対策や授業時間の確保、教員の負担軽減が理由で、保護者には賛否両論あるようですが、専門家は時代に合った効率的な運営を考える時期だと改革の必要性を訴えています。

名古屋市の教育委員会のまとめによると、令和元年度の運動会を半日とする市立小学校は全261校のうち6割に当たる164校で、昨年の13校から10倍以上に急増しました。入退場時の行進をやめて最初から整列、また騎馬戦やダンス、代表児童によるリレーをなくすなどして正午前後に終わっています。

別の市でも21校中16校が半日運動会を実施し、昨年の9校から拡大しました。校長は、メリットが大きいと判断したと語っています。

半日化を決めた理由を取材すると、熱中症対策を上げる学校が目立つとしていますが、近年は5月でも気温が30度前後まで上がり、練習のときでも不調を訴える児童が出ている。一昨年7月には、豊田市の小学校1年男児が校外学習で熱中症となり死亡されたことはまだ記憶に新しく、対応策を模索する中で、気温がピークを迎える前に運動会を終わらせるように決めたと話しています。

ある識者は、運動会は、集団競技や表現を通して協力することを学ぶ大切な機会。半日への短縮で陸上競技大会になってしまわないか心配だと、安易な短縮に懸念を示しています。さらに、運動会は、学習指導要領で特別活動の体育的行事に位置づけられ、運動に親しむ態度の育成や、責任感や連帯感の涵養などを目的としています。暑さは自分で調節する力を育てることも必要だし、練習時間がかからない工夫をする余地もある。子供たちがプログラムを考えるなど本来の目的に沿った改革が必要だと語っています。

多治見市のある小学校は、平成30年に半日に短縮したことが保護者に不評で、今後1日開催に戻す予定である。教頭は、種目が減り寂しいという意見が多かった。日陰と水分補給の時間を確保して、児童の健康を守りながら午後も行う方向で考えているとのことでありました。

このように賛否両論ある中、町当局の見解を求めます。

4点目、スクールロイヤーの導入について。

いじめや虐待など児童や生徒を取り巻く問題が複雑化する中、教育現場が適切に対応できるように弁護士が法律的な助言をするスクールロイヤーの活用が広がっています。問題の解決だけでなく、教職員の負担軽減も期待されています。

文科省によると、2018年度の小・中・高校・特別支援学校のいじめ認知件数は約54万

4,000件で、前年度比約13万件増加、暴力行為の件数も約7万3,000件で、これも約9,600件増加。来年度、全国の教育委員会や小・中学校がスクールロイヤーに相談できる体制を整備する方針であります。

また、法的な助言以外にも人権教育のモデルや教材の考案、いじめへの対応が法律にのっとったものかどうか確認する役割も担い、12自治体で活用に向けた検証を行い、市区町村での導入も増えつつあると述べています。

当町の今後の方針をお尋ねいたします。

○議長（長澤龍夫君） 教育長 並河清次君、答弁。

○教育長（並河清次君） 田中議員の質問に答えさせていただきます。

まず、1点目の小・中学生の視力・体力の低下についてお答えします。

議員御指摘のとおり、町内の児童・生徒についても視力も体力も年々低下してきております。やはり電子機器の使用頻度の増加により、小さな画面で近くの動くものを長時間見る回数が増えていることや、ゲームをしたりインターネット検索やSNS等を行ったりして、運動不足になっていることが原因であると考えております。

養老町では、電子機器の安全使用を目的に、保護者と一体となって取り組んでいけるよう、平成27年2月27日に情報モラルスマイル宣言を策定しました。

児童・生徒の実態ですが、視力につきましては、小・中学生ともに1.0未満の児童・生徒の割合は全国平均を下回っております。しかし、学年が上がるにつれ1.0未満の割合は増加してきており、特に中学3年生は男女ともに1.0未満の生徒の割合が高くなってきております。全国平均より低いものの、男子で46.4%、女子で47.6%となっております。

体力につきましては、小・中学校ともに、俊敏性や筋力については全国に比べ優れております。しかし、男女関係なく全身持久力や筋持久力が全国に比べ劣っております。

今後の取組につきましては、まず視力についてですが、養護教諭から、集会や保健日より等で視力の大切さを児童・生徒だけでなく保護者にも伝えてまいります。ゲームやスマートフォンの使い過ぎを防ぐため、養老町情報モラルスマイル宣言をさらに推進していくとともに、中学校区で行っているノーメディアデーを励行していきます。来年度からは、保育園、こども園でも小・中と連携してノーメディアデーに取り組んでいくことになっております。

体力につきましては、まずもって体育の授業を充実させることです。運動を好んで行い、体づくりをする児童・生徒を増加させていきます。あわせて、運動に対する課題を教員が明確に持ち、苦手な種目が少しでも克服できるよう働きかけてまいります。

小学校におきましては、業間休み時にできる限り運動場で遊べるよう、学級遊びや多様な遊びを推進してまいります。また、投げる・蹴る・受け取るなどの運動の基礎を身につけるため、バルシューレのボールを各小・中学校に備えてありますので、これまで

以上に体づくりや体育の授業の準備運動に取り入れていくように進めてまいります。

公私立園では体力づくり教室をこども課で実施しており、引き続き幼児からの体力づくりに取り組んでまいります。

2点目の4時禁ルールについてお答えいたします。

もともとは学校が荒れた時期にできた約束事であると私は考えております。先生方が一斉に研究会に出かけ、児童・生徒が早く家に帰る日に問題行動の防止と安全の確保のために出されたものです。

現在も養老町内全ての小・中学校で4時禁ルールを実施しております。学習習慣や生活習慣の育成、さらに安全への配慮と生徒指導上のトラブルの未然防止を目的に行っております。

児童・生徒は、その目的を全校放送や担任、または下校当番の教員から口頭により伝えております。見回りについては、小・中合わせて8校が見回りをしておらず、児童・生徒の自主的・主体的な判断で4時禁を守ろうとしております。

また、守れなかった場合の指導については、多くの学校で諭す程度であり、中にはそういった事案がないため、指導自体行っていない学校も2校あります。

今後の方向といたしましては、各学校でPTAや学校運営協議会の中で検討し、広く意見を聞いて、児童・生徒、保護者にとってよりよい方向を見いだしていきたいと考えております。

ここ6年間については、御指摘のような行き過ぎた指導は報告されておられません。また、これまでこのことについての保護者からの苦情や要望は一件もございません。保護者も家庭で生活してくれていたほうが安心であると考えておられるものと思っております。

3点目の運動会の半日開催についてお答えいたします。

今年度の西濃管内での半日開催実施校は、小学校77校中6校、中学校30校中4校でした。保護者や学校からの半日開催要望については聞いておりません。

運動会や社会見学などの学校行事の開催については、原則学校長判断となっておりますが、必要に応じて校長会で協議しております。

日吉小学校のように開催期日を10月に遅らせている学校や、養北小学校、上多度小学校のように春に開催している学校もあり、今のところ町内で統一して半日開催にするという考えはありません。

最後4点目、スクールロイヤーの導入についてお答えいたします。

学校現場では、いじめやハラスメントなど学校だけではどうしても解決できない事案が発生しております。できることなら、各市町村にも学校専門の弁護士であるスクールロイヤーを導入していただきたいのですが、高額の予算を必要とします。重大事案が起こった場合には、町の顧問弁護士や県教育委員会に依頼するなどして対応していきたい

と考えております。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 再質問をいたします。

2点目の4時禁ルールについては、ただいま児童・生徒が自主的、主体的に守っているとのことで安心しました。今後も子供たちの意見を十分反映し、方向づけしていくよう求めておきます。

4点目のスクールロイヤー導入についてですが、文科省が昨年9月、全国に300人設置を目指すとは表明しています。制度の導入、設置に当たっては、広域連携や予算面の観点から、西濃教育事務所、県教委、近隣市町等関係団体へ議会としても働きかけていく必要性を常を感じており、今後、近隣議会を通して行動を起こしていきたいと思ったところであります。

1点目、3点目の視力・体力、半日運動会開催についてであります。現在、新型コロナウイルス対応で学校現場も大変御苦労されていると察しておりますが、ただいま回答がありましたように数々の対応策、紹介がありました。しっかりとより充実して取り組んでいけば、よい結果を得ると確信しております。

スマートフォン、タブレットの技術習得時間、体力向上の運動時間のジレンマは重々感じており、大変理解するところですが、養老町スポーツ推進計画、ICT化の実践に向けて、今後は学校のみならず地域ぐるみで情報共有し、連携対応していくことが問題、課題解決のため肝要と思いますが、この点について見解を求め、この質問を終わりたいと思います。

○議長（長澤龍夫君） 教育長 並河清次君、自席答弁。

○教育長（並河清次君） 今の再質問についてお答えさせていただきます。

P T A役員やP T A会員の皆さん、それからコミュニティ・スクール役員やコミュニティ・スクールのサポーターの皆さんなど、また地域の皆さん方には常日頃から学校や教育委員会の取組に御理解、御支援を頂いており、大変感謝しております。

見直しを図りました養老町スポーツ推進計画やプログラミング教育を含むICT化の推進に関しましても、スポーツ推進委員や地区の体育委員さん方、またコミュニティ・スクールサポーターの御支援を賜っておりますが、一層情報を共有し、連携して進めていきたいと考えております。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 次の項目、2点目に移りたいと思います。

地下水利用対策についてであります。

西濃地区における水源の保全及び涵養並びに地下水の適正かつ合理的な利用を推進し、

地区における揚水の安定した供給を図り、併せて自然環境の保全と地区の健全な発展を図るため、国・県、2市7町、いわゆる大垣市、海津市、垂井町、神戸町、輪之内町、養老町、揖斐川町、大野町、池田町及び地下水利用事業者により西濃地区地下水利用対策協議会が設置されております。養老町は平成14年4月に加入しております。

この協議会の会員数は、平成30年度末123事業所があります。条例ではなく規約を定められ、事業として第3条に地下水採取の適正化の推進に関すること等7つの項目を定めています。地下水の大量くみ上げによる影響と課題は、地下水位の低下と地下水質の低下にあります。これらを踏まえ、次の点についてお尋ねいたします。

1点目、企業進出による地下水の影響と課題はどのように受け止めているのか。

2点目、養老町内協議会加入事業者会員数は、また加入すべき対象条件が該当し、協議会への非加入の業者数等を把握しているのか。

3点目、事業者の責務として、毎月の取水量、地下水位の報告は求めているのか。

4点目、現在大跡地区に企業進出があり、井戸が4か所掘られていますが、町上水道第2ポンプ場に影響はないのか。

5点目、地下水利用制限はあるのか。

6点目、事業者責任による地下水等の汚染に対する措置命令及び水源保全のための協定締結はどうか。

以上6点についてお尋ねいたします。

○議長（長澤龍夫君） 問山生活環境課長心得、答弁。

○住民福祉部生活環境課長心得（問山 剛君） 田中議員からの御質問ですが、地下水に関連したものとしますので、私から1点目から3点目、5点目と6点目について御回答させていただきます。

御質問の1点目の地下水等の課題につきまして、県は県内24か所、うち町内で1か所、笠郷小学校地内の観測井戸で毎年地下水位の観測を行っております。その観測において、西濃地域の地下水位は現在回復傾向にあると聞いております。

多数の企業が進出し、大量の揚水を行う場合、地下水位の影響は懸念されるところではありますが、近隣市町を含め地下水の規制は行っておりません。

また、当町だけが規制を行えば、デメリットを生じることも想定されます。今後とも地下水規制に関し、県や他市町の動向を注視しながら対策の必要性を検討してまいります。

次に、2点目の協議会への非加入の業者等把握につきましては、本協議会町内加入事業者は1事業者となりますが、事業所の所在は大垣市にあり、町内登録としているのは町内に井戸が存することによるものです。本協議会は、主に地下水を工業用水として利用する方、製造業、ガス、電気、熱供給業、鉱業などが会員となります。加入については、強制ではなく任意ということもあり、非加入の事業者数については把握しておりま

せん。

次に、3点目の毎月の取水量、地下水位の報告につきましては、特段報告を求めることはございません。また、本協議会に加入している事業者については、協議会の要綱などにに基づき、設置する井戸の揚水量など基準を守るとともに、2か月に1度揚水量実績報告の提出が必要であるとしております。

次に、5点目の地下水の利用制限につきましても基準は設けておりません。ただ、本協議会に加入している事業者につきましては、設置する井戸についての揚水量などの基準は設けております。

次に、6点目の地下水等の汚染に対する措置命令及び水源保全のための協定締結につきましては、地下水等の汚染が報告された場合は、岐阜県地下水の適正管理及び汚水対策に関する要綱に沿って対応を行うとしております。また、原因者が特定される場合には、汚染の詳細調査及びその汚染対策を講じるよう指導することになります。

水源保全協定の締結につきましては、水道水源の保全等を目的として、指定する水源地域において取水行為をする業種等施設に対する届出の義務化、協定を締結するものではございますが、地下水利用の規制については、デメリットを要する側面もございますので、事案内容を検討し対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 田中産業建設部長、答弁。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） 4点目の御質問につきましては、担当課が水道課でありますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

当町の第2ポンプ場の水源は、地下120メートルから130メートルの地下深く掘られた深井戸より水をくみ上げ、日常の上水道に利用しております。

また、この度大跡地内に企業進出のありました事業所と、養老町の上水道第2ポンプ場との距離は、直線で約1.3キロメートルとなります。このことから、ポンプ場での取水に影響が出る可能性は限りなく低いものと考えられます。

なお、万が一養老町第2ポンプ場の取水に影響があった場合には、直ちに事業所と緊密に連携をしながら対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 再質問をいたします。

1点目としては、ただいま回答にありましたように、町内の地下水位の観測地点は笠郷小地内1か所との回答でした。私は養老町上水道、今の第2ポンプ場付近に新たな観測点の設置を望みますが、見解を求めます。

2点目として、現状では、西濃地区地下水利用対策協議会への加入は強制ではなく任意ですが、規約に自主規制の対象としてポンプ吐き出し口断面積19平方センチメートル

としています。せめて該当事業者及び事業者数ぐらいは把握すべきと思いますが、回答を求めます。

3点目、大跡地内進出企業は地元との調整はどのようになっているのか、また周辺地区への影響はどうか。周辺では浅井戸で農業用に地下水を多く利用されておりますが、この点についてお尋ねいたします。

4点目、他市町への動向を見ながら対策の必要性を検討するとのことですが、岐阜市、高山市などは既に条例制定し、届出制にして実施しています。我が町もこれらを参考にして条例制定し、町の責務を果たし、地域内の調和を図っていくべきと考えますが、見解を求めます。

○議長（長澤龍夫君） 問山生活環境課長心得、自席にて答弁。

○住民福祉部生活環境課長心得（問山 剛君） 田中議員からの再質問につきまして、1点目から3点目について関連がございますので、私から御回答させていただきます。

1点目の新たな観測点の設置についてであります。先ほど町上水道第2ポンプの関連でも回答いたしました。周辺地域を含め地下水への影響は低いものと考えております。観測点の設置には、掘削等費用もかかりますことから設置は考えておりませんが、今後地域の環境保全に注視してまいります。

2点目の該当事業者の把握につきましては、本協議会の中で定めているものではございますが、該当事業者を把握することは困難であることから、削井、井戸を掘ることを必要とする大規模事業者におきまして、町土地対策連絡協議会を通じて指示しております。

3点目の地元との調整につきましては、企業等の進出に際し、周辺地域への環境を懸念される場所ではございますが、既に大跡地区と企業との間に覚書を締結しており、地下水位など周辺の影響調査につきましても、掘抜井戸の保全として事前調査及び年1回の定期調査を実施しておるところでございます。以上です。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 4点目の条例制定への考え方ということでございますけれども、生活を営む上で、地域社会における環境の保全と維持は不可欠であるものと考えております。

西濃地域は豊富な地下水を有し、古くから農業、生活、工業用水など多岐にわたり利用されているところでございます。条例につきましては、事案内容などを見極めながら調査研究をしてまいりたいと存じます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 地域住民の心配の声があることは事実です。地下水は無尽蔵ではありません。地下水は貴重なみんなの共有財産、資源であり、住民の、企業の、行政

のものではありません。

米1キログラム生産するのに2,600リットルから5,000リットルの水が必要との統計もあります。10アール当たり8俵の収量としますと、仮に1キロの生産に必要な5,000リットルの場合、何と2,400トンにもなります。水を大切に大事に使いたいものです。行政として、町民の安全・安心な生活環境、地域の調和を図っていくべきとここに表明し、質問を終わります。

○議長（長澤龍夫君） 以上で、11番 田中敏弘君の一般質問を終わります。

次に、4番 北倉義博君。

○4番（北倉義博君） 議長に発言の許可を頂きましたので、通告に基づき1つの項目で質問いたします。

町有施設の総合的な管理計画についてであります。

さて、ここ数年、我が国の人口減少及び高齢化は予想を上回る勢いで進んでいます。また、それに伴う社会保障費の増大により、国や地方の財政は非常に厳しさが増していると考えます。我が養老町も決して例外ではありません。公共サービスにおいても、変化する住民ニーズに対し、的確に対応していく必要があります、さきに述べたような状況下において公共施設の維持管理、更新は財政上大きな負担になり、本当に必要な公共サービスにも影響を与えかねないことが懸念されています。

こうした中、国におけるインフラ長寿命化計画を上位計画とする地方公共団体の行動計画として、平成26年度に公共施設等総合管理計画の策定要請が全ての地方公共団体に通知されているとお聞きしております。これに基づき、本町においても平成29年度から平成38年度、令和8年度でございますが、それまでの10年間を基本計画とする養老町公共施設等総合管理計画が平成28年度に策定されています。

以前から多くの議員が個別の町有施設については質問されていますが、今回は全体の骨子の部分についてお伺いいたします。

この計画の中にあるように、本町の公共施設の多くは、人口増加に伴う公共サービスの増加への対応や豊かさの創出を目指し、高度成長期後半からいわゆるバブル期にかけて整備されたものが多く、今後、施設の老朽化に伴う大量の施設更新が必要になるとされています。施設更新に当たっては莫大なコストが必要であり、養老町にとって大きな財政負担になることは明白であります。このようなことから、公共施設の方向性について早急に打ち出していく必要があると考えています。

そこで、2点でお尋ねいたします。

1点目として、今後町が管理する施設について、インフラの更新に必要な経費は町の財政に相当な負担を強いることが予測されておりますが、町の対応と財政計画の見通しはどうなっているのか。

2点目として、町の公共施設総合管理計画によれば、老朽化した施設のインフラ更新

の時期を迎え、毎年財源が大幅に不足すると試算されていますが、今後の公共施設の在り方や計画の策定方針、また進め方についての町の考えをお伺いいたします。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 北倉議員の御質問にお答えをさせていただきます。

現在、町が管理運営を行っている公共施設については、このまま継続して養老町がサービスを提供していくべき施設であるのか、また今後の利用について廃止や民間への移譲を含めた判断が必要なのか、再編や統合といった検討を現在進行形で行っているところでございます。

議員の御指摘のとおり、公共施設の更新費用が本町の財政に与える影響は大きいものであることは実感しており、試算結果に基づきますと、公共施設の今後40年間の更新総投資額の見込みは年平均19億円、インフラの更新投資額の見込額においては、21億4,000万円と試算をされており、公共施設とインフラの更新投資額を合わせますと、とてつもなく膨大な費用が必要となってまいります。

したがいまして、町の対応といたしましては、運営している施設は全て更新していくということではなく、将来的に町民にとって必要なものであるか、公共サービスとして真に必要なものか、町民の皆様の意見を踏まえまして総合的に判断し、公共施設の適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

また、町の財政計画とこの公共施設等総合管理計画をリンクさせることにより、インフラ更新の集中時期を分散させることで中・長期にわたる財政負担の平準化を図り、財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

2点目の公共施設の在り方、公共施設等総合管理計画の策定方針、進め方についてでございますが、公共施設の基本方針の柱は3つございます。

1つ目は、公共施設運営コストの適正化、2つ目に中・長期視点でのトータルコスト削減、3つ目に公共施設の総量の検討、いわゆる適正配置としております。

この基本方針においては、今後の公共施設はどうあるべきかと、総量の削減目標、施設のスリム化、再編を行うとともに、効率的な管理を行う方向性を定めております。

今後、インフラの更新については、現在管理している施設をそのまま更新していくということではなく、将来的な見通しや方針を定めた上で施設の在り方を決定し、更新を行っていくこととなります。現在、公共施設を運営しているもの全てについて、聖域なく統合、再編、廃止等を検討しているところでございます。

この計画は平成28年度に作成され、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間としておりますが、計画期間内であっても常に見直しを行い、改善を行っていく計画でございます。

また、上位計画である養老町第5次総合計画ともリンクしており、本町の将来計画と両輪で実施していく計画となります。現在策定中の、仮称ではございますが、養老町ま

ちづくりビジョンとも整合性を図りながら、町として適正な公共施設の維持管理に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔４番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 北倉義博君。

○４番（北倉義博君） ただいま答弁いただきましたが、再質問をいたします。

具体的にどういった施設の検討を行っているのか。その結果、またはその成果はどのようなになっているのかお尋ねします。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 再質問にお答えをさせていただきます。

所管する各課で施設の方向性を示した公共施設について、昨年発足いたしました特命事項推進チーム内で協議を行い、見直しを図ってまいりました。

推進チーム内で行った協議の結果、費用対効果や採算性が合わない、また住民ニーズにそぐわないと判断いたしました公共施設の一部、13施設については、移譲・廃止してはどうかということになりましたので、部長会議での議論を経て、令和２年２月６日に開催された養老町行財政改革推進審議会に諮問し、３月13日に答申を頂いたところでございます。

具体的な答申内容は、地域改善対策特定事業や農政事業等により建設され、現在の利用実態が地区集会所である13施設について、移譲または廃止とするものでございます。

また、財政の健全化に向け、少子高齢化に伴う人口減少社会を見据え、他の公共施設等の利用方針について抜本的な見直しを行うなども提言をされました。

今後、この審議会での答申で得た結果を尊重し、これからの公共施設の在り方や維持管理の方針に反映してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔４番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 北倉義博君。

○４番（北倉義博君） 今、答弁いただきました。

ここ数年、各地区の行政懇談会の内容を拝見しておりますと、いろいろな施設についての存続や改修、または新築などの要望が多く見られます。そのような場合には、お金がないからできません、予算がないからできませんといったような言い方ではなく、本日のようなきちんとした根拠を示し、住民の皆さんにしっかりと丁寧に説明し、理解を求めていきながら、この事業を推進されることを希望して私の質問を終わります。

○議長（長澤龍夫君） 以上で、４番 北倉義博君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩といたします。再開は10時40分といたします。

（午前10時24分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（長澤龍夫君） 休憩を解き、再開いたします。

次に、3番 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） それでは、一般質問通告書に従いまして、養老町の公共交通について、それから教育の課題について、2点質問させていただきます。

養老町の地域公共交通の点について御質問します。

養老町には公共交通軸の養老鉄道、広域交流路線の名阪近鉄バス大垣多良線と海津線、そして地域間の連携路線としてオンデマンドバスと大きく分けて3つの公共交通があります。その中で、オンデマンドバスの運行については養老町が主体で運行しております。

具体的には、1993年度より公共施設巡回バスのゲンちゃん号として運行開始、その後、利用者が年々減少傾向にあって、2013年度からオンデマンドバスの運行に切り替えて現在に至っております。

養老町の人口減少の現状では、平成26年12月31日3万1,008人から4年後の平成30年12月31日では2万9,111人と全体として1,897人の減となっており、毎年約400人から500人前後が減少しております。養老町の高齢者人口の推移では、平成26年4月1日現在8,282人、3年後の29年度4月1日現在では8,957人と全体で675人の増であります。65歳以上の高齢化率では、平成27年度29.9%から平成29年度で30%へと確実に増加しております。

そこで質問いたします。

1つ目、オンデマンドバスの利用者は、どのような方が一般利用されているのか。

2つ目、これまでの運行状況に運行者としてどのように考えているのか。

それから3点目、これからの運行をどのように考えるのかということでございます。

また、一方で、通行及び利用者とは違いますが、スクールバスが養老小学校校下で運行されております。養老小学校の児童が減少傾向の中で、登校と下校と伺っております。

そこで質問いたします。

4番目として、スクールバス利用の児童数の実態、過去3年間。

それから5番目として、スクールバスの運行実績。

それから6番目として、今後のスクールバスの運行予定について質問いたします。

○議長（長澤龍夫君） 高橋建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） それでは、小寺議員の御質問に関しまして、1点目から3点目につきましては実務的な内容が含まれておりますので、建設課より御回答をいたします。

まず、1点目のオンデマンドバスの利用者について御回答をいたします。

オンデマンドバスの利用者における男女比につきましては、2018年7月末現在で女性7割、男性3割であります。年齢比は80歳代が最も多く43.5%であり、利用者の主な用途は通院や買物などであります。

2点目のこれまでの運行状況についての考えでございますが、以前の公共施設巡回バ

スのバス停は86か所に対しまして、オンデマンドバスのバス停につきましては246か所設置されております。バス停から半径500メートルを公共交通利用圏域といたしまして居住地を重ねた場合、人口カバー率は約99%であり、住民のニーズにはきめ細かく対応できていると考えております。住民へのアンケートにおきましては、利用者のうち「満足」「やや満足」の回答が64%であり、一定の評価は頂いているものと存じます。

3点目のこれからの運行についてでございます。

今年度末に策定の養老町地域公共交通網形成計画の策定についてでございますが、15歳以上の方へのアンケートや地域8か所で地域懇談会を開催するなど、住民からの御意見を幅広く頂きました。

その中で、予約方法や定時定路線化など利用しやすさについての御意見を複数頂きましたので、アクションプログラムとして実施するよう計画に盛り込んでおります。

具体的には、セミデマンドバス運行やインターネットから複数日予約するなど、実証実験に向けて進めてまいりたいと存じます。

また、オンデマンドバスの利用者は、ここ数年延べ3万人前後で推移しておりますが、昨今の高齢者による自動車運転事故などから運転免許を自主返納される方も増えており、昨年の利用実績では延べ3万1,161人と若干増加しております。

今後もこの傾向が続くものと思われますので、広報紙、町ホームページや交通安全出前講座、地域での懇談会などでもオンデマンドバス利用促進に向けた広報を継続的に図ってまいりたいと存じます。

私からは以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 西川教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） 私のほうからは、スクールバスの運行についてということで、教育総務課が担当課となりますので、お答えをさせていただきます。

まず、4点目のスクールバス利用の児童数の実態、過去3年間でございますが、養老町には御存じのとおりスクールバスが1台ありまして、養老小学校児童の登下校を主として運行しております。

スクールバス利用の児童数の過去3年間にしましては、平成28年度が61人、平成29年度は58人、平成30年度59人でございます。ちなみに今年度は45人で、来年度は44人が利用予定となっております。

5点目、スクールバスの運行実績でございますが、スクールバスの運行につきましては、養老小学校の平日の登下校時で210日、夏休みのプールなど変則的な臨時運行で10日、また養老小学校利用以外で他の学校が校外学習などで年100件程度利用されております。

6点目、今後のスクールバスの運行予定でございますが、養老小学校区は範囲が広く、

児童の登下校時のバス利用は今後も必要であると考えております。

また、他の学校での利用につきましても、スクールバスが利用できることで校外学習が可能になり、児童たちに様々な体験をさせることができいております。

今後もスクールバスを有効に活用していきたいと考えております。以上でございます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 小寺光信君。

○3 番（小寺光信君） ただいまそれぞれについて答弁を頂きました。

オンデマンドバスでは6台の運行を見直し、予約制のものから1台を定時制運行へと見直すとする。スクールバスは利用児童数が減少傾向のある中で、そのままで運行するというのですが、オンデマンドバスの不足する分をスクールバスの控えている時間を利用して運行する、言わば運行利用の合体ですが、そうすれば時間帯も多少ありますが、定時運行の台数が増えるということですがいかがでしょうか。運行利用の合体について提案いたします。

○議長（長澤龍夫君） 高橋建設課長、自席にて答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） それでは、小寺議員の再質問に関しましてお答えを申し上げます。

養老町地域公共交通網形成計画のアクションプログラムの中で予約制に変更はございませんが、現行のオンデマンドバス6台のうち5台の予約や運行を効率化いたしまして、1台をセミデマンドバスとして運行するという実証実験を検討しております。

スクールバスにおきましては、児童の送迎のほかに学校行事での利用が年間100回ほどございますので、現状では定期的な空き時間はあまりないものと考えます。

また、スクールバスは大型でございますので、停留所は少なくとも86か所以下に絞られることや、学校、国土交通省運輸支局など関係機関との調整、地域公共交通会議での承認など、オンデマンドバスとスクールバスを合体させるには課題が多く、直ちに実現させることは困難であると存じます。以上でございます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 小寺光信君。

○3 番（小寺光信君） ただいまオンデマンドバスとスクールバスの運行の合体に国の規制等によってできないのであれば、国の制度変更が可能である提案募集方式を提案いたします。

提案募集方式は、内閣府地方分権改革推進室が進める事業で、目的は、地方分権改革は地域に即した住民サービスの向上と行財政の効率化、働き方改革も含むもので進めるものです。

具体的には、1つとして自治体が地域が実際に直面する課題を発見し、2つ目として内閣府に法律、制度改善の提案を提出し、3つ目として内閣府が自治体に代わって各省

庁と折衝するということで、地方に使いやすい制度に改善するというものです。

地方創生に資するもので、言わば地方が主導して国の法律、制度を変えるというものです。地方・地域の声で日本の法律、制度が変わる可能性のある提案募集方式を提案いたします。

○議長（長澤龍夫君） 高橋建設課長、自席にて答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） それでは、小寺議員の再々質問につきまして御回答を申し上げます。

スクールバスと一般乗車の混乗につきましては、国土交通省岐阜運輸支局に確認したところでは、法的規制はないとのことですが、現状では地域公共交通会議で理解を得られるのは難しいと存じます。

まずは、セミデマンドバスの実証実験や今後の利用者の増減などを踏まえ、オンデマンドバスとスクールバスとの運行合体が有効であるかどうか十分に検討してまいりたいと存じます。

また、法的規制につきましては、案件があれば、議員御提案の件につきましても視野に入れて調査・研究してまいりたいと存じます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） それでは、2つ目の質問に入ります。

養老町の課題として、養老町立小学校、中学校、働き方についてに関する質問いたします。

現在、養老町には7つの小学校と2つの中学校があります。それぞれの学校には教育に熱心な先生方がおられることは重々承知をいたしておりますが、熱心なあまり残業が多く、夜遅くまで働いておられると聞き及んでおります。

そんな中で、国のほうでは公立学校教員の働き方改革の一環で、公立の義務教育小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が2019年12月4日に参議院本会議において可決、成立しております。

内容といたしましては、大きく2つ。年単位で働く時間を調整する仕組み、各自治体で導入を検討へととなっております。

そこで、これに関する内容で質問いたします。

1つ目、文部科学省の基準における学校への先生の配置は適正であるかどうか。

それから2つ目、先生方の業務で負担が多い業務はどのようなものであるか。

それから3つ目、各学校の先生方の残業時間の実態はどれほどでしょうか。

それから4つ目として、国の法改正に伴って、養老町としての対応はどのように考えているのかを質問いたします。

○議長（長澤龍夫君） 教育長 並河清次君、答弁。

○教育長（並河清次君） 小寺議員の養老町教育の課題についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の文部科学省の基準による学校への先生の配置は適正かという質問についてです。

先生方の超過勤務時間数の多さの実態から考えますと、文部科学省が出している基準は適正であるとは言えないと考えております。日本が教育に使っている予算をGDP費で比較しますと、先進諸外国と比べ大幅に低く、主要先進国並みに増額して教員の定数を増やす必要があると考えております。

また、部活動支援員や教員の日常業務を補助する職員であるスクール・サポート・スタッフ等の全ての学校への配置が望まれるところです。

2点目の先生方の業務で負担が多い業務はどのようなものかということについてですが、たくさんあるのですが、その中で5点について述べさせていただきます。

やはり何といっても中学校での部活動指導が第一に上げられると思います。平日の朝、放課後、休日の指導とあり、教員の大きな負担となっております。特に休日は部活動の種目によっては練習時間が長くなることもあり、また練習試合や対外試合を行うこともあり、半日や1日に及ぶ場合もあります。

2つ目は、日常的にはありませんが、生徒指導上の問題や家庭における問題等への対応です。特に情報モラル関連の問題では、解決に向けて何軒も、多い場合には30軒以上も家庭訪問しなければならない事案もあります。また、家出や万引きなどがあると、昼夜休日を問わずに対応しなければなりません。このことを授業などと並行して行うこととなり、大変な労力を要します。

3点目は、授業のための教材研究や教材の準備です。中学校では授業時数が多く、また小学校の高学年ではほぼ一日中毎時間いろいろな教科の授業があります。そのため授業の準備が大変になっています。特に若い先生方にとっては、どうしても経験が浅いため、教材研究に多くの時間が必要となります。

4点目は、毎学期の成績処理や通知表の準備、年度末の諸帳簿の整理です。提出期限が決められており、日常の教科指導等を行いながらの業務となるため、大変な負担となっております。

最後は、学校には学年主任や生徒指導主事、教科主任などの校務分掌と言われている仕事が多くあります。会議の資料作りや報告書の作成など、多くの時間を要します。各種アンケートに対する調査・回答もあり、最近特にアンケートが増えてきており、大変になってきております。

3番目の各先生方の残業時間の実態はどれほどかということについてお答えさせていただきます。

養老町では、平成30年9月より、平日の勤務時間だけでなく、土・日、休日における

勤務時間も含め、タイムカード等で確実に勤務実態を把握しております。

小学校においては、今年度これまで月平均53時間33分となっております。昨年度より1時間近く減らすことができました。

中学校においては93時間24分となっております。これは休日の部活動とかも全て含めております。朝の部活動、放課後の部活動、そういったものを全て含めての時間となっております。原因としては、5月から9月にかけての超過勤務が非常に多く、下校時刻が遅いことや、部活動の時間や回数が多くなることが上げられます。

4点目の法改正に伴っての養老町の対応についてお答えさせていただきます。

法改正は2点について行われています。

1点目につきましては、令和2年1月17日文部科学省から出された公立学校の教職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針の告示に基づき、教育職員の在校等時間の上限に関する指針等について、令和2年4月1日から適用ということもあり、3月の教育委員会で協議し、学校管理規則の改正を行いました。

内容は、1か月の時間外在校等時間が45時間以内、1年間の時間外在校等時間が360時間以内となっております。例外規定はありますが、先ほどお示ししました超過勤務の実態からすると、教員の意識改革だけでは規則の時間数をすぐに達成することは大変難しいものと考えます。

授業時数の削減や教員数の増、部活動指導員の全中学校への配置といった根本的な改革・改善を実施しない限り、中学校でこの勤務時間の上限を達成することは難しいものと考えております。

もう一つの変形労働時間制ですが、4週間の中で勤務時間を移動させるという変形労働時間制については、養老町では既に実施しておりますが、夏休み以外の超過勤務時間を夏休みに移動させ、夏休みで解消させるという1年単位での変形労働時間制の活用については、令和3年4月1日から施行ということであり、今後養老町として活用するかどうかについて検討を進めてまいります。

たとえこの変形労働時間制を導入したとしても、夏休み以外の超過勤務が解消されることにはならず、根本的な超過勤務の解消、働き方改革にはつながらないものと考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） ただいま働き方改革で先生方の労働環境が向上することは学校全体がよくなることで、非常にいいことだと思っております。

ここで1つ気になるのが、学校におけるいじめの問題です。

いじめの問題は小さなものから様々な形のものがあります。昨年、岐阜市の中学校で

3年生の生徒がマンションから飛び降り、自死しております。原因は新聞報道のとおりでいじめと言われております。

そこで、いじめ問題に関わる質問をします。

1つ目、養老町の小学校、中学校でいじめ問題が発見された場合、どのように対応してみえるか。

2つ目、過去3年間に上位団体へ報告された件数は何件ありますか。

それから3つ目、報告した件数のその後の状況はどのようになっているでしょうか。

以上3点質問いたします。

○議長（長澤龍夫君） 教育長 並河清次君、自席にて答弁。

○教育長（並河清次君） それでは、今のいじめについての3点についてお答えさせていただきます。

まず、いじめが起こった場合の対応ですけれども、いじめ事案が起こったときは、いじめられた児童・生徒の心情に寄り添い、どんなことがあったのか具体的な事実を聞き取っております。あわせて、いじめた児童・生徒についても、なぜそうしたのかという背景を含めて事実確認をしております。

担任一人に任せず、必ず管理職に報告し、管理職の指示により学年体制、全校体制で事実確認、指導を行っております。

指導に当たっては、人権意識や規範意識の向上を目指して進めており、いじめの事実や指導内容については、できるだけ早く、かつ正確に保護者に伝え、理解を得られるように取り組んでおります。

2点目の過去3年間に上位団体に報告された件数は何件かということについてお答えします。

小学校においては、平成29年度100件、平成30年度154件、令和元年度98件となっており、中学校においては、平成29年度6件、平成30年度21件、令和元年度15件となっております。

3点目の報告した件数のその後の状況はということについてお答えします。

いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得るという基本認識の下、児童・生徒が心身の苦痛を感じている事案についていじめとして認知し、各学校では対応に当たっております。

いじめの解消とは、いじめを受けた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為がやんでいる状態が相当の間、少なくとも3か月間継続していること、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことと規定されています。

この規定により、本年度においては12月から2月までのいじめ事案については、3か月が経過していないため継続事案となっております。3か月を過ぎないと解消したとは言えないということです。解消に向けた取組中の件数が小・中合わせて32件まだ解消し

ていないとなっております。

平成30年度までの解消に向けた取組中の事案は全て解消しておりますが、各学校においてはその後の見届けを継続して行っているところです。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） 働き方改革の中でいじめの問題を質問いたしましたが、先生方の働き方の中で、いじめ問題に対して見過ごされないような労働環境になりますように強く希望して質問を終わります。

○議長（長澤龍夫君） 以上で、3番 小寺光信君の一般質問を終わります。

次に、7番 大橋三男君。

○7番（大橋三男君） 議長より発言のお許しを頂きましたので、通告に従いまして2点について質問をいたします。

第1点目でございますが、防災対応の再考についてでございます。

昨今の災害は、御存じのように、世界的な地球温暖化に伴い台風の勢力の増加やゲリラ豪雨、また竜巻の発生など、気象庁でも予想をはるかに超える災害が日本でも多く見られるという状況でございます。記憶の新しいところでは、昨年の関東地区近辺を襲った台風19号や集中豪雨です。土砂災害も含め死者100人を超え、71河川の140か所が決壊し、8万戸が浸水したとも言われております。

これらの大きな要因は、これまでの堤体構造の設計基準が過去50年程度の参考指標に基づき整備されてきたものでございまして、昨今の異常気象にはそぐわない、そんなふうに思っております。

そこで平成27年に基準が大きく見直されております。ちなみに北陸新幹線でございますが、水没した駐車場、これにつきましては2017年以前の予想洪水水位を参考にさらに2メートル以上余裕高をもって建設したと報道されておりますが、やはりそれでも浸水をしたという事例がございます。

それとまた地震でございますが、昨年も各地で頻繁に震度5強の地震が発生しております。また、昨日、おとといも連続で各地で地震の報道がなされております。

そこで、当地区に関連する東海・東南海・南海トラフ地震の発生確率も30年以内に80%以上であるというふうに言われております。

この資料でございます。

大地震の発生確率、30年、直下地震、これが70%、南海トラフに至っては70から80%ということでございます。南海トラフにつきましては、静岡県から宮崎県沖、九州ですね、大きな広範囲にわたりますので何とも言えませんが、確率が高いというものでございます。

そこで、この資料でございますが、この資料は、一つの大災害が起きると連鎖してや

ってくるというふうに考えられる資料でございます。

初めに、1,000年以上前でございますが、863年の越中・越後の大地震、北陸でございます。それから富士山やら阿蘇山が爆発しているという中で、当地区の関係でございますが、特に887年に東海・東南海・南海の3連動地震が起きております。この間は約25年間で集中的に起きているという事例でございます。

次に、天正、慶長の時代でございますが、これもまた1586年の美濃でマグニチュード8の大地震が起きております。それから当地区の関連でいいますと、1605年にマグニチュード8以上の東海・東南海・南海3連動型で大地震が起きておるということでございます。この間につきましては30年間連続で起きております。

それから、また元禄、宝永、この時代につきましては、1703年の元禄関東地震、また当地区におきましては1707年の東海・東南海・南海3連動の地震が起きております。この年も富士山が噴火をしたようでございます。この間については15年の連続ということでございます。

次に、大正、昭和でございます。皆さんの記憶にはないですが、よく耳にするところでございます。1923年には関東大震災、それから引き続き宮城県の沖地震、それからまた当地区では必ず入っておりますが1944年の東南海、1946年の南海地震ということでございます。そしてこの間は26年続いたというものでございます。

そこで、今回でございます。平成の時代になりまして、御存じのように1995年に阪神・淡路大震災が起こっております。その8年後に中越地震、また中越沖地震、能登半島地震が起き、さらに7年後には御存じのように東日本の大震災、まだつい最近でございます。

こういった中でいきますと、先ほど来申し上げておりますように、阪神・淡路大震災から二十数年たっておりますが、仮に今回この地震が25年続くとするならば、2020年でございますし、30年続くとするならば2025年であるというふうに考えられるわけでございます。

したがって、この資料から鑑みますと、災害はある程度の期間を置いて、一つの大災害が起きると15年から30年の間にまとまって起きているという実績でございます。したがって、先ほども申しましたが、今回は1995年の阪神・淡路大震災が始まって中越、宮城地震、そして東日本大震災と25年経過をしております。したがって、30年経過を見るまでは首都直下地震や南海トラフ地震が危惧をされているということでございます。

そこで、3点について質問をいたします。

1 問目、先ほど申しましたように、平成27年に法改正がされております。養老町の災害に対する全てのハザードマップは平成27年の改正の基準に適合されているかが1つ目の質問でございます。

2 目でございます。有事の際には、東日本でもそうでしたが、被災地では災害廃棄物の処理に苦慮している状況でございました。当町では有事の際の廃棄物処理場の指定地や候補地の模索検討はされているのか。2 目目でございます。

そして3 目、災害は備えあれば憂いなしと申します。当町の行政機関では特命事項推進監というふうなものを設置されましたが、やはり何よりも重要な安心・安全のまちづくりの災害対策として、危機管理対策室やそれらのまた専門監、そういった設置の考えはあるのか。

以上3 点についてお答えを願います。

○議長（長澤龍夫君） 高橋建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） それでは、大橋議員の御質問に関しまして、1 点目のハザードマップにつきましては技術面的な内容が含まれておりますので、担当課、建設課より御回答を申し上げます。

平成27年の水防法の改正におきましては、これまでの河川整備において基本となる降雨を前提とした区域から想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域へと拡充がなされました。

当町の洪水ハザードマップ作成に当たって利用した降雨量は、揖斐川、牧田川、杭瀬川の国土交通省直轄の3 河川において、水防法改正前では2 日間総雨量395ミリ、改正後では2 日間総雨量667ミリの降雨となっております。

昨年3 月に各戸配付いたしました洪水ハザードマップは、水防法改正後の基準に適合したものであり、想定し得る最大規模の降雨に基づいて浸水深、浸水区域、浸水継続時間を明示しております。

また、土砂災害ハザードマップにつきましては、養老山系においては2 回目の基礎調査が行われ、現在、土砂災害警戒区域の見直しが岐阜県により行われているところであります。警戒区域等の変更があった場合には、速やかな公表を行ってまいります。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 問山生活環境課長心得、答弁。

○住民福祉部生活環境課長心得（問山 剛君） 大橋議員の御質問にお答えさせていただきます。

2 点目の災害廃棄物の候補地につきましては、災害時に廃棄物処理の初動を迅速に行うため、仮置場の確保、廃棄物の分別の徹底など、最新の知見に基づき計画の策定とともに、県が策定いたしました廃棄物処理計画とも調整を図っております。

指定候補地につきましては、町の避難所に指定されておりますスマイルグラウンド、中央公園野球場などを考えております。

災害の状況に応じ、仮設住宅建設などの兼ね合いも調整し、国・県、民有地も含め各種団体、町民の方などからの意見も交えながら候補地を検討してまいります。以上でござ

ざいます。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 3点目の防災の危機管理対策室とか専門係の設置の考えはという御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

防災については、対応すべき業務は多岐にわたることから、各担当課と連携を密にし情報共有を図るなど、全庁的に迅速な対応に努めております。

現在、特命事項検討推進チームにおいて行政組織及び部の再編について協議を進めているところではございますが、防災全般を所管する危機管理対策室を設置することについては、それ相応の人員配置が必要になる上、現在各課においてそれぞれの分野で防災に関わっているわけでございますので、危機管理対策室といった防災全般を所管する専属の課を1課に集約して行うことは事実上困難であると考えております。

防災・減災対策においては、当町の掲げる様々な課題に対し、分析や検証を行った上で危機管理体制を充実させることは非常に重要なことだと考えます。これらのことを踏まえ、今後は必要な知識や経験などを有する人材等の派遣などの地方創生人材支援制度や県と市町村との人事交流といった制度などを有効に活用し、専門的知識を有した職員を中心として他課にわたっているそれぞれの防災に関する業務について横断的に情報共有を図り、密に連携しながら取り組んでいけるような体制づくりを検討してまいりたいと存じます。

今後につきましても、災害における公助の充実に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 大橋三男君。

○7番（大橋三男君） 当町では安心・安全なまちづくりを宣言されておりますし、備えあれば憂いなしということわざもございます。町民が安心して暮らせるさらなる体制を整えていただくことと災害のないことを願い、1問目の質問を終わります。

2問目でございます。外来魚駆除の協力体制についてでございます。

現在、私ども五三川においては、休日を問わず連日釣り客が県外から大勢訪れております。ほとんどがルアー釣りであり、在来魚であるコイやフナの釣りではなく、目的は外来魚の釣りでございます。

先般、松永議員が一般質問で取り上げられましたごみ問題も苦慮しておりますが、外来魚は繁殖力も驚異的で在来魚の生態に影響を及ぼし、自然の生態保護の観点からも駆除を願うものでございます。

また、外来生物を許可なく野外に放つことは外来生物法で禁止されておりますし、懲役または罰金の制度もあるということも聞いております。

資料を御覧ください。

これは、県外で偶然見つけました外来魚駆除、繁殖の抑制の協力看板でございます。
これによりますと、町内で外来魚、ブラックバス、ブルーギル、ミドリガメを釣り上げたり捕獲をした場合には、リリースをせず引き取り場所まで持ち込みますと、町内指定の店舗で使用できる外来魚駆除協力券というものを発行するというものでございます。
そこで質問をいたします。

当町ではこれらの方法で外来魚駆除、繁殖の抑制の制度の制定は可能かどうかをお尋ねいたします。

○議長（長澤龍夫君） 川口農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（川口智也君） ただいまの大橋議員の質問につきましては、事業の内容についてでございますので、私のほうから御回答させていただきます。

大橋議員御指摘のとおり、外来魚に限らず外来生物の繁殖力は強く、河川や水田におきましてはオオフサモやヌートリア、ジャンボタニシなどの駆除は地域に住む人にとって大きな負担となっております。

外来魚から従来の生態系を守っていくには、自然環境保全とともに在来魚を残し、守り、育んでいくことが必要であると考えております。

しかしながら、現在、五三川などでは、外来魚であるブラックバスは捕獲するのではなく、再放流、いわゆるキャッチ・アンド・リリースが盛んに行われている状況にあります。

議員が御提案されました駆除協力券の発行につきましては、過去に滋賀県でも琵琶湖で固有の生態系保全のため、外来魚の再放流（キャッチ・アンド・リリース）をせず、指定する回収場所に持ち込むことで周辺の協力店で買物ができる協力券を発行する取組が行われていたと聞いております。

この事業を本町で取り組むとしたとき、事業実施主体はどこにするのか、また休日でも釣った魚を持ち込むことが可能な回収場所の選定などを想定しますと、事業化は困難と思われます。

しかし、外来魚を含む外来生物の駆除は大切なことでございますので、先例事例を研究していくとともに、県など関係機関とも協議、連携しながら各施策を検討し、生態系の保護に努めてまいりたいと思います。

なお、議員がお話しされていましてとおり、外来生物法により、外来種生物を許可なく野外に放つ行為は罰則規定が設けられていることもありますので、このことにつきましても広く周知していきたいと思います。以上でございます。

〔7 番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 大橋三男君。

○7 番（大橋三男君） 確かに持込可能な回収場所や休日の対応、そんなものには苦慮されるところでございますが、過去には輪之内町様だったと思うんですが、ジャンボタニ

シの交換事業というものを聞き及んでおります。今後は他市町とともに協議、連携を密に
していただいて取り組んでいただくことを期待し、これで私の一般質問を終わります。

○議長（長澤龍夫君） 以上で、7番 大橋三男君の一般質問を終わります。

次に、5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 議長より指名を頂きました。養老の未来をつくる岩永義仁です。

今回は新型コロナウイルスの流行を受け、行政が対策に時間とエネルギーを使っていただ
きたいという思いから、時間短縮ということで質問項目を1つに絞って行いたいと思い
ます。質問も中国武漢で発生が確認され、世界中で大流行している新型コロナウイルスへの
対応についてです。

現在、町として行政をはじめ町内の各種団体等へイベントや集まりの自粛をお願いし
ています。政府からも周知のとおり自粛のお願いがあり、判断は各自治体ごとという
悩ましい状況です。こうした中で小・中学校の休校、町内施設の休館等様々な方面に影
響が出ています。

以下について、回答を求めます。

箇条書風に質問していきます。

表示している資料は、厚生労働省が発表している感染者数の推移グラフです。

まずは行政について。

町内では、養老公園開園140周年をはじめとして、4月には肉まつり等の催しが予定
されていまして。この肉まつりについては、本日の新聞報道に載っていて大変驚きまし
たが、中止ということで、ちょっと議会として私、把握、聞いておりませんでしたので、
またしても議会軽視があったんではないかとちょっと憤りと遺憾を感じております。

これらイベントの自粛はいつまでになるのか、また休館している施設の再開はいつに
なるのか。

2点目、万一町内で感染者が出た場合の対応はどうか。また、町職員の中から感
染者が出た場合の対応はどうか。

3点目、町内の放送で新型コロナについてのアナウンスを行っているが、特に町ホー
ムページでの情報発信が遅い。全学校の休校が決まってから、その情報が町ホームペ
ージで確認できるようになったのは、決定から何日もたった後です。町内施設の閉鎖状況
もホームページからではよく分かりにくい。ホームページ上に迅速に掲載すること、そ
してコロナ関連は担当課に限らず一まとめに一元化しての情報発信を提案します。

次に、学校関連についてお聞きします。

小・中学校は休校措置からそのまま春休みに入ることになりました。再開の時期はい
つ頃になりますか。また、その目安は何を基準にしますか。

2点目、学童、留守家庭児童ですが、これの対応はどうか。教室に集まってい
ては結局学校にいるのと同じですが、何か特別な対策や考えがあればお答えください。

3 点目、突然の休校措置で学校給食の食材はどうしたのか教えてください。

4 点目、給食の調理員等、学校には日々雇用者である臨時職員が多数います。突然収入が途絶えることになりましたが、その対応はどうしているのかお答えください。

5 点目、町内もグローバル化し、様々な国出身の児童・生徒がいるわけですが、新型コロナの情報がメディアで騒がれた結果、発生源と言われる中国やその他流行している国の児童・生徒に対するいじめ等が懸念されます。我々大人でもちょっとせきをしているだけで、おいおい、コロナじゃないかななどと言われることもしばしばです。休校前にケアも含めてどのように対応していたか。また、今後どのように対応していくかお答えください。

6 点目、町内の教員の労働環境の悪化が問題になっていましたが、休校の間に有給の消化等はできましたか。

7 点目、急な休校措置で授業の進行が予定どおり消化できていません。どのように対応しますか。

次に、こども園についてお聞きします。

学校では感染拡大を防ぐため休校措置を行いました。こども園では通常営業です。働く親さんのための子育て支援という側面を持つこども園では判断が難しかったかとは思いますが、感染拡大を防止するという意味においては、小・中学校同様の思い切った措置が必要だったのではないかと考えます。見解を求めます。

2 点目、こども園では感染拡大を防ぐためにどのような取組を行っているか、具体的にお答えください。以上。

○議長（長澤龍夫君） 久保寺住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、ただいま岩永議員から何点か上げて御質問いただきましたが、私のほうからは1点目と2点目について回答させていただきます。

まず、町内のイベント等の自粛と、あと今休館している施設の再開等のめどについてのお尋ねでございます。

町では、2月26日に新型コロナウイルス感染症対策警戒本部を設置いたしまして、その前日に厚生労働省が開催しました新型コロナウイルス感染症対策本部会議の方針やお隣の大垣市の対応を踏まえまして、町主催のイベント、行事については3月15日まで原則中止または延期することに決定し、施設におきましては、中央公民館では利用者等に活動自粛を要請するとともに、図書館においては貸出業務のみを行うと。総合体育館やスポーツマックス養老は施設そのものを使用中止としております。また、町内の各種団体につきましても感染症拡大防止のため、会議等の自粛を要請いたしました。

その後、3月9日には、政府の専門家会議でイベント等の自粛を19日まで継続する方針や、3月12日に県庁で開催された岐阜県新型コロナウイルス感染症対策協議会におき

まして、県においてはイベント等の自粛期間を3月22日まで継続するとの方針が示されたことを受け、本町では3月12日に第3回目の町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を行いまして、イベント等の自粛期間を3月末日まで延長することを決定しております。

施設の再開につきましては、この感染被害の規模縮小が確認されるまでは困難と考えておりますが、国・県の判断を参考に再開時期を決定したいと考えております。

なお、先ほど御質問の中にありましたまると肉まつりにつきましては、議員申されたように、一昨日、月曜日に行われましたネクスト100プロジェクト実行委員会で開催の可否が協議された結果、中止することを決定しております。

また、こちらの情報発信につきましては、即日ホームページのほうにも掲載しておりますし、あと当日の応援スタッフにも、庁内のほう、全員職員が関係しているということで、昨日担当課長のほうから庁内にそういった中止の通知もさせてもらっています。以上です。

続きまして、町内で感染者が出た場合の対応をどうするか。また、町職員の中から感染者が出た場合の対応についてでございますが、新型コロナウイルス感染症に関しまして、3月2日に岐阜県新型コロナウイルス感染症に係る相互連絡窓口員会議が開催され、市町村と県の相互連絡窓口が設置されました。必要に応じて情報連絡員（リエゾン）を派遣していただけるなど、県と市町村との連絡体制が強化されております。

万一町内で感染者が発生した場合には、県の指示に基づき感染被害拡大防止対策を取るものと考えます。

また、職員の中から感染者が発生した場合におきましては、部内、部外の職員応援態勢により業務を行うものと考えております。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 教育長 並河清次君、答弁。

○教育長（並河清次君） それでは、対応の3点目に、学校の休業についての情報発信について述べられていましたので、その部分について、私のほうから回答させていただきますとともに、学校関連についての1番目、5番、6番、7番について、私のほうで回答させていただきます、その他については事務局長のほうから回答します。

まず、対応の3点目についてですけれども、情報発信についてですが、2月28日木曜日の夕方に、町の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が行われました。

それが終わって教育委員会に戻ったときに、教育委員会の職員の一人が、今し方、首相が3月2日から3月26日までの間の学校休業を要請したという話を聞いて唖然とするばかりでした。何の前触れもなく、しかも木曜日の夜ということもあり、金曜日1日で対応しなければならない状況でした。

翌日金曜日の午前8時50分から10時10分までの間に、校長会の代表等4名と今後の学校休業への対応について協議しました。西濃管内の動きも調査しながら、休業期間や卒

業式の日程、内容等について検討、協議しました。

低学年児童は午後3時には下校します。それに間に合うように保護者に渡す文書を出すためには午後2時過ぎまでには学校にその文書をメール発信しなければならないと。さらには保護者の仕事の関係もあって、休業にするという連絡をお昼の間、12時から1時までの間に安心すぐメールで通知する必要がある、時間がなく大変焦りました。

このように教育委員会としましては、保護者に文書で通知すると同時に安心すぐメールでも通知しました。また、登録していただいている方には、登下校の安全サポーターの方にも同時に安心すぐメールで学校が休業になることについてお伝えしました。さらには、町民にこのことが徹底できていないといけないと考え、行政無線において、29日土曜日の朝から3月2日月曜日の朝まで学校が休業になることについてお知らせをしました。

ホームページについては、確かに発信するのが遅くなって申し訳なく思っていますが、町民には休業等について徹底することができたというふうに考えております。

続きまして、学校関連の1番、何を基準に再開を決めるのかということですが、学校の休業に関しましては、隣接する大垣市で感染者が出たことや、29日の朝、文部科学省から学校休業に関する通知が出されましたこと、それから西濃管内の他市町の対応等を勘案して決定しました。

運動不足であったり、ストレスの増加であったり、ゲーム依存症増加の心配であったりなどといった子供たちの現在の状況を考えますと、一日も早い学校再開が臨まれます。

しかしながら、県が22日まで自粛継続を決めており、町としても31日まで自粛継続をしている現段階では、4月からの学校再開を今の段階で決めることはできないと思っています。

今後のコロナウイルス感染症がどのように推移していくのか、また国や県、他市町の判断を参考に再開の時期を決定してまいりたいと考えております。

続きまして5番目、町内に住む外国人に対するコロナ関連の差別等はないかということにつきましてですが、町内にも外国から来ている児童・生徒がいます。町内の児童・生徒についてはコロナウイルス感染症に関してのいじめの報告は受けておりません。

そのような事案がもし起こった場合は、他のいじめ同様被害者の人権を大切に、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

養老町では、特に人権教育を学校運営の柱として教育を進めてきており、いじめのない指導による未然防止と同時に、いじめが起こっていないかどうか、児童・生徒の行動を常に注意深く観察し、早期発見、早期対応に努めてまいりたいと考えております。

6番目、休業中の年休の消化についてですが、年次有給休暇につきましては、この期間に取得できる場合は取得できるよう校長には話しております。少しは取得が進んだと聞いております。

有給休暇は基本的には職員の権利であり、強制的に取らせるものではないと考えております。特別休暇などを優先して取得させ、本人が年休を取得したいと伝えてきた場合は取得すればよいというふうに考えております。

最後 7 点目、授業が予定どおり進んでいないということについてどう対応するんだということです。

中学 3 年生については、卒業式まで残り 4 日ということで、卒業式が 3 月 6 日、休業に入ったのが 3 月 2 日ということで履修は完了しております。

小学校 6 年生については、卒業 1 か月前ということもあり、未履修があります。各学校の未履修内容を確認し、中学校で年度初めに履修できるよう進めてまいりたいと考えております。

その他の学年につきましても年度初めの各教科の初めの段階で履修としていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（長澤龍夫君） 西川教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） それでは、私のほうからは学校関連の 2 点目から 4 点目についてお答えをさせていただきます。

まず、2 点目の留守家庭児童の対応でございますが、留守家庭児童教室につきましては、学校の臨時休業を受けまして、3 月 2 日午前 8 時から全小学校 7 校で 9 つの教室を開所し、4 年生までの児童を受け入れております。日により変動はございますが、おおむね 100 名前後の児童が利用されております。

現在、消毒薬品やマスクなど教室の開所に必要と思われる消耗品につきましては、在庫を確認しながら実施しておりますが、供給量が需要量を上回っているということから入手することが困難でありまして、学校が保有している備蓄から借用するなどして対応しており、このままの状態が長期化するという事になれば、消耗品の不足が生じてくるものと考えられます。

また、必要な消耗品等だけでなく、留守家庭児童教室で勤務する職員のマンパワーにも限りがございますが、この状態が続くということであれば、職員の配置についても配慮しなければならないというふうに考えております。

3 点目の突然の休校措置で学校給食の食材はどうかという御質問でございますが、給食の食材につきましては、2 月 28 日の午前中に休校が決定となりましたので、急遽学校の栄養教諭等 3 名で対応したところでございます。

保管しております食材のうち、冷蔵保存で消費期限が 3 月末のものにつきましては、給食最終日となりました 28 日に利用いたしまして、キャンセルできるものはキャンセルをさせていただきました。納入済みで冷凍保存が可能なものについては、学校の冷凍庫で保存し、4 月以降に利用するというふうにしております。

また、返品できないものにつきましては、学校の教職員の皆さんに定価で購入してい

ただくなどして廃棄が少なくなるように対応をいたしました。

４点目の給食の調理員等の臨時職員の対応ということでございますが、小・中学校の臨時職員につきましては、新年度の準備などできる業務を前倒ししていただいたり、他の業務を担当していただくなどして通常勤務としているところでございます。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 近藤子ども課長、答弁。

○住民福祉部子ども課長（近藤真由美君） 保育園、こども園関係のことでございますので、私のほうから御回答させていただきます。

まず１点目につきまして、厚生労働省より新型コロナウイルス感染防止のための学校の臨時休業に関する保育所等の対応について（令和２年２月28日付事務連絡）及び内閣府より新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての認定こども園の対応について（令和２年２月28日事務連絡）で、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい等の通知を受けました。

小学校において留守家庭児童教室を開設しているのと同様に、保育園、こども園についても働いている保護者への配慮が必要であることや、保育園、こども園は学校と違い、１人で家にいることができない年齢の子供が利用することもあり、春休みもありません。

そのため、令和２年２月28日付で保護者に対し、感染対策の方法やお子様に発熱等の風邪症状が見られるときは、無理をせず自宅で休養してもらうなどの内容の新型コロナウイルス感染症の予防についてを配付し、感染予防に留意した上で開所しております。

続きまして、どのような予防措置を取っているかについてでございますが、感染拡大防止については、以前から既に行っている給食前のアルコール消毒、給食の配膳中のマスクの着用、外遊び後の手洗い・うがい、部屋の換気をする、空気清浄機・加湿器を活用する、お茶を頻繁に飲むなどに加え、保護者への啓発文書の配付、アルコール消毒・手洗い・うがいの徹底、丁寧な手洗いの確認・見届け、部屋の換気回数を増やす、在園中は全員マスクを着用する、給食時、机の間隔を空けるなどを実施しております。

さらに、公立こども園では各教室に空気清浄機は配置してありますが、感染拡大防止のために空気清浄機を新たに購入した私立園に対し、保育対策総合支援事業費補助金を活用し、感染拡大防止の対策の強化を図っております。以上でございます。

〔５番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 岩永義仁君。

○５番（岩永義仁君） 町では、2009年にSARSが流行したときに、大量のマスクを購入、備蓄していると聞いております。破棄したということも聞いていないので、どこかにあるのではないかと考えます。10年以上経過ということで劣化も考えられますが、少しの補修で使用可能だと思われます。確認の上、必要な施設等に配付してはどうか、回答を求めます。

現在表示している資料は、ちょっと小さいので見にくいですが、県別の感染者数です。

青で囲ったのが岐阜県、岐阜県と密接な関係がある赤で囲った愛知県、こちらは岐阜県と比べて圧倒的に感染者数が出ております。

残念ながら町内で感染者が出始めてしまったというような段階を想定しての町の対応を1つ提案しておきます。

そういった段階では当然町職員からも感染者が出てしまうことが予想されます、その際、役場機能がストップすることのないよう早い段階で対応を始めます。

職員を2つのグループに分け、完全に1日交代での勤務とします。万一どちらかのグループで感染者が出て、もう一つのグループで最小限のバックアップが可能となります。各階を単位とすれば6つのグループができることになりますので、最初の感染者が出て全職員の6分の1だけが出勤停止等の措置を行えばよいということになり、行政機能を維持できるというものです。見解を求めます。

今話した案は極端かもしれませんが、地震等の災害と違い、ウイルスは目に見えないので感覚的に危険度が分かりにくいのですが、全国で、しかも緊急で休校といった非常措置が取られるような過去に例のない非日常的な状況にあるというのは間違いありません。

庁舎内に新型コロナ肺炎に関する対策本部がつくられたということですが、どのような対応が検討をされていますか。ただ対策チームをつくったというだけでは意味がありません。私が提案したような万一の場合に対応するための案が出ていればここで御説明ください。

もう一つ、学校を休校にしていますが、より免疫力の弱い集団であるこども園がそのままというのはやはり理解に苦しみます。まさか先ほど説明があったように、国が休校を要請したり、開園を要請したりというのに従ったということですが、休校等可否判断の責任者はあくまで教育長です。そしてこども園の判断は町長でしょう。先ほど申し上げたように、感染拡大の防止が目的というのが休校の理由であれば、お仕事をしている保護者には迷惑をかけてしまいましたが、やはりこども園、休園しなければおかしいでしょう。学校を休校した判断やこども園を休園しなかった判断がよいとか悪いとか言っているわけではありません。判断に統一性がないんです。またしてもダブルスタンダードなのではないのでしょうか。町として統一した動きになっていないのはなぜでしょうか。今回はあくまでも自治体独自に判断ができる内容のものです。

以上の備蓄マスク、町内での感染発生時対応、学校とこども園との対応の相違の3点について答弁を求めます。

町長の見解、最後の学校とこども園のやつは町長、見解を教えてください。

○議長（長澤龍夫君） 久保寺住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、ただいまの3点御質問いただきまして、1点目と2点目につきまして、私のほうから回答させていただきます。

まず、1点目の町備蓄マスクを必要な施設に配付すべきでないかというお尋ねでございます。

こちらにつきましては、議員御指摘のとおり、町では平成21年度、2009年に新型インフルエンザ対策としてサージカルマスクを購入しております。

平成23年に発生しました東日本大震災の際に支援物資として要請がありまして、その一部を被災地に送付しております。その後、マスクの使用期限が一般的に製造から3年から5年ということもありまして、大人用マスクにつきましては平成27年度以降、子供用マスクにつきましては平成24年度以降に医療機関、小・中学校等に配付しております。

本年1月末にマスクの在庫数を確認しましたところ、大人用が5万4,000枚、子供用が1万7,600枚となっております。

新型コロナウイルス感染症の発生によりまして店頭でマスクが不足する中、今年2月21日付で厚生労働省から高齢者や基礎疾患のある人が重症化のリスクが高いことから、衛生用品のうち備蓄しているものについて、不足する高齢者施設等へ優先的に放出を検討すること、またそれに先立ちます2月10日付の事務連絡により、医療用マスクについては医療機関に優先的に放出するよう通知が発出されましたので、町保有のマスクにつきましても在庫品を確認した結果、使用可能と判断し、購入から10年以上経過し、ゴムの劣化がある旨をお伝えした上で2月末から町内の医療機関、介護施設、介護事業所、小・中学校、こども園、保育園等へ配付しました。

また、2点目の職員に感染者が出た場合の勤務態勢の御質問でございますけれども、先ほど2番目の御質問でも職員に感染者が発生した場合はということで、部内、部外の応援態勢で勤務するということを簡単にお答えしましたけれども、この職員に感染者が発生した場合の対応につきましては、既に他の行政機関の職員に感染者が発生しているという報道もございます。それを受けて、町対策本部会議の場で本町においても早急にマニュアルを作成すべきという意見がありました。

感染者が多数発生している北海道では、この新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応マニュアルを策定済みの自治体がございましたので、それを参考に急遽先週末に、養老町新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応マニュアル第1版を作成し、各課に対応体制の周知、確認をしたところです。

急ごしらのものでありますため、運用面で問題と課題があるものと考えております。そういった問題が発生した場合には、随時修正し、危機感、緊張感を持って対応したいと考えております。

先ほど岩永議員からは、具体的に庁舎内のグループ分けによって交代勤務によってそういった態勢を取ったらというような具体的な提案を頂きましたけれども、このマニュアルでは職員に感染者が発生し、感染拡大防止の段階においては、会議開催の制限や庁舎内における移動制限など職員間による接触を極力控えること。

さらに蔓延状態に陥った場合には、業務の取捨選択、例えば死亡届の受付であるなど事務を先延ばしできないそういった業務と、あるいは職員が不在となって2週間ほど先延ばししても影響の少ない業務を区分けすると、その後の部内で人員確保が困難になった場合は、庁内横断的な人員調整を行うものとし、この役場庁舎において優先業務へ重点的な人員配置をして対応すると、そういうふうになっております。以上です。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 3点目の学校の休校と、それからこども園の開園ということについてでございます。

先ほども課長のほうからお答えもしましたけれども、感染の予防に留意した上で原則として開所していただくようお願いしたいという国の通知も受けて、小学校の留守家庭教室と同様に継続をするということでございます。

働く親のため、留守家庭もそうですけれども、そして保育園、こども園となりますと、預けるところがない、また1人でいることができないというのは先ほどお答えをさせていただきましたけれども、安全を考えると休園の影響の大きさもございますので、国の方針に基づき、また県のほうも行動計画をそのように立てているということで、市町村としても国・県の方針に従ったということでございまして、国・県等の考え方に間違いはないというふうにも思いまして、そういった結果になったということで、決してダブルスタンダードというようなことではないと考えております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 表示した資料は、今回の感染症予防に関する資料です。

世界の複数の国で非常事態宣言が出される現在にあって、状況は常に変化しています。実際この一般質問の通告書を提出した時点と現在とでは取り巻く状況がより深刻さを増しています。

そういった状況下にあって、臨時で対応マニュアルを作成したり、備蓄していたマスクを全国の自治体に先駆けて町内の医療機関や施設に配付したりと、一定以上の評価をできる部分がありました。危機管理意識の高さに少し安心しています。

しかし、いまだウイルスの特効薬はなく、感染者数も日々増加しています。みんなが楽しみにしていた肉まつりの中止は非常に残念ですが、感染拡大防止のために今できることを積極的にやっていただきたいと思います。

最後に、先ほど答弁のあった備蓄マスクですが、配付先のリストと個数について、議会終了後でよいのでデータの提供を求めます。

それと、マスクの供給に余裕が出始めたら、次に備えるため補正を組むなどして再び備蓄をしていただくよう指摘しておきます。

そして最後になりますが、農水省が今回の学校の休校措置で余ってしまった給食食材

を販売するサイトを立ち上げています。急なキャンセル等で困っている事業者もあるのではないかと想像します。登録方法等を調べて、町内で困っている事業者があれば、情報提供をしてあげてください。

以上をもちまして、今回の私の一般質問を終わります。みんなで知恵を出し合ってこの苦難を乗り越えましょう。

○議長（長澤龍夫君） 以上で、5番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩といたします。再開は後ほど連絡いたします。

（午後0時09分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（長澤龍夫君） 休憩を解き、再開いたします。

次に、13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） それでは、発言の許可を得ましたので、通告に基づき2件で質問をいたします。

最初に、マイナンバー（個人番号）カードの普及について、町長の見解を求めるものです。正式には個人番号カードですが、マイナンバーカード用語の認知度が高いことから、マイナンバーカードで質問をさせていただきます。

マイナンバーカードの交付が2016年1月から始まり、4年2か月が経過しました。

国は、昨年6月、マイナンバーカードの普及を強力に推進する方針を打ち出し、2022年度にほとんどの住民が保有することを目指し、総務省は市町村のマイナンバーカード発行体制の整備などのため、昨年度の補正予算に114億円、新年度予算案に1,664億円を計上しています。当町の新年度予算にも、個人番号カード交付事業費国庫補助金1,726万5,000円、個人番号カード交付事務補助金65万円、計1,791万5,000円の予算案が提案されました。

そこで、次の点で伺います。

1. 今年1月末の段階で、国や県、養老町の交付状況をどう見ていますか。

2点目、総務省は現在のマイナンバーカードの交付テンポが1日当たり1万枚弱であることから、マイナポイント制度が始まる9月に向け、7月末までに累計3,000から4,000万枚、本年度末までには6,000から7,000万枚にするとの目標を掲げています。つまり、交付のテンポを現在の6から10倍にするということですが、町長はこのことに対し、どのような見解をお持ちでしょうか。

3点目は、マイナポイントは既に利用が広がっているキャッシュレスの仕組みを、今年6月末までにポイント還元の期限が切れた後に、今度はマイナポイントで利用する。ポイントを付与する期間は9月から来年3月末までとされており、付与されたポイントはその後も使えるような見込みと承知しています。

今のポイント還元に使われているカードやスマホのキャッシュレス手段の一つを指定

し、そこに2万円をチャージした人に、国の予算で5,000円分のポイントを付与すると理解しています。

しかし、マイナポイントを利用するには、既に交付を受けた人もマイキーIDというパスワードを設定することが求められますが、自力でできない人も多く、行政の手助けが必要となります。担当課の事務負担の増加は避けられないのではないのでしょうか。

4点目は、国は国家公務員や地方公務員、さらにその家族に今年度中のカード取得を求めています。私は人権尊重の町を掲げる養老町において、取得の強制はすべきではないと申し上げますが、町長の見解をお聞かせください。

○議長（長澤龍夫君） 田中住民福祉部住民人権課長、答弁。

○住民福祉部住民人権課長（田中 実君） それでは、水谷議員の御質問の1点目、2点目、3点目の質問について、住民人権課の関係でございますので、私のほうから回答させていただきます。

1点目の質問に回答いたします。

交付状況については、令和2年1月20日時点の比較になりますが、全国の交付枚数は1,910万1,271枚、交付率15%、岐阜県の交付枚数22万4,335枚、交付率11%、養老町の交付枚数2,706枚、交付率9.3%であります。

養老町では、マイナンバーカード——以下、個人番号カードといいます——を取得しても、それを生かす場がないことから、個人番号カード取得のためのPRが難しく、普及率が伸び悩んでおります。また、交付申請はしたものの、窓口での個人番号カード受取手続が完了していない人も多く、そういった人には定期的に通知を出し、勧奨しております。

今後、健康保険法の改正やマイナポイント制度の到来により、カードの必要性・利活用が拡大していくことから、PRしていくことで、個人番号カード取得率が急増するものと期待しております。

2つ目の質問の、マイナポイント制度が始まる9月に向け、7月末までに交付のテンポが6から10倍になり、国は大きな目標を掲げています。このことについてですが、マイナポイント制度は、個人番号カードの普及促進に大きな効果があるものと期待しております。

個人番号カードに関するお問合せの際や、町ホームページへの掲載、ポスター、リーフレット、ポケットティッシュなど啓発用品の設置によりPRに努めたいと考えております。

また、窓口へお越しになられた人で、運転免許証やパスポートをお持ちでない人へは、個人番号カードの御紹介をしております。

さらに、個人番号申請者の急増が見込まれることから、休日窓口を令和2年5月から再開することとし、月2回、第2・第4の日曜日8時30分から12時まで対応するための

予算を計上しております。

3つ目の質問の、マイナポイントを利用するときに、既に交付を受けた人もマイキーIDパスワード設定作業が必要になります。自力でできない人の行政の手助けが必要となる方への担当課の事務の負担についてをお答えします。

マイナポイントを付与されるまでの流れは、個人番号カードの取得申請、次に窓口で個人番号カードを取得し、マイナポイントの予約、これがマイキーIDの設置になります。キャッシュレス決済サービス事業者を選択し、マイナポイントの申込みになります。選択したキャッシュレス決済サービスへのチャージまたはサービス事業者からマイナポイントが付与されます。

マイキーID登録は、スマートフォン、パソコン、専用タブレットのいずれかを使って登録することになりますが、その中で、特に自力でできない人のために、養老町では専用タブレットを4台備えており、開庁時にいつでも御利用いただけるよう設置場所について検討してまいります。ただ、操作手順等の問合せに係る職員の負担増加は避けられないところでございます。以上です。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員の4点目の御質問に御回答を申し上げたいというふうに思います。

職員やその家族に年度中のカード取得を求めるのかということでございますけれども、令和元年6月4日、政府からマイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針が決定されたことに伴い、地方公務員等について、本年度内にマイナンバーカードの一斉取得を推進する旨の協力依頼の通知を受けております。

マイナンバーカードの取得促進は、市町村における交付事務の平準化を図るといった観点に基づくものでありますが、地方公務員のマイナンバーカードの取得については、一部事実上強制との報道もございますが、マイナンバーカードはあくまでも本人の意思で申請するものであり、公務員に限らず取得義務は課されておらず、取得を強制するものではありません。

また、総務省からの通知によると、マイナンバーカードの取得については、地方自治法上技術的助言であり、自治体の判断に委ねられております。

当町といたしましては、あくまでも取得を強制するものではなく、勧奨するものであるという方向性の下、本年度中の全職員の取得は困難かと思いますが、国の方針に基づき、取得を勧奨していく方向で進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 再質問いたします。

国は、国民が使わざるを得ない状況をつくり出すため、2021年3月からマイナンバー

カードを健康保険証として使用可能、2023年度以降、戸籍情報システムとマイナンバーの連携が可能となるよう準備が進められていると聞き及んでいます。

また、デジタル手続法では、マイナンバー通知カードの廃止が定められており、氏名や住所などに変更があった場合、通知カードが使用できなくなりますが、廃止日は決められていますか。周知などが不十分なまま廃止すれば、窓口での混乱やトラブルが懸念されませんか。

以上の2点が再質問です。

○議長（長澤龍夫君） 田中住民福祉部住民人権課長、自席答弁。

○住民福祉部住民人権課長（田中 実君） 再質問に回答いたします。

国から、デジタル手続法の通知カード廃止に係る規定の施行日は、令和2年5月25日頃と通知を受けております。

国は、施行日以後、通知カードに代えて、仮称ではありますが、個人番号通知書を簡易書留で世帯ごとに郵送する予定です。内容物といたしまして、個人番号通知書、個人番号カード交付申請書、パンフレット、申請書送付用封筒が同封の予定です。

個人番号通知書は、個人番号をお知らせするものであり、通知カードとは異なり、マイナンバーを証明する書類や身分証明書として利用できませんので、個人番号カードを御提示していただくか、個人番号入りの住民票の写し、または住民票記載事項証明書を御提示していただくことになります。

また、氏名や住所などに変更があった場合は、通知カードでは窓口へお越しいただき、裏書対応をしており、紛失した場合には窓口で再発行を行っていましたが、廃止後はこの手続は不要になります。

議員がおっしゃるとおり、交付窓口、利用窓口でのトラブルは懸念されるところでありますので、変更点の周知や、窓口で丁寧に説明したいと存じます。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 本年1月の段階で、全国でのカードの普及は約1,900万枚、人口比で15%です。

2015年に作成した政府の工程表ロードマップでは、オリンピック・パラリンピック前年の2019年3月までに8,700万枚が目標でした。

スライドを見てください。

マイナンバーカード発行枚数の対人口比の推移ということで、棒グラフ中の数値が累計発行枚数、グラフの下の数字が対人口比です。国・県・町、2017年3月、2018年12月、2019年4月、そして2020年1月というふうに棒グラフ化したものです。

政府のカード普及が思うように進まないのは、毎日の暮らしにカードを必要としないからです。さらに、マイナンバーを記載した行政文書の誤送付や、国や自治体によるマ

イナンバー付きの情報漏えいが起き、他人がマイナンバーカードを取得する事件や、カード偽造の発覚も報道され、なりすまし犯罪への懸念も広がっているからです。カードを持つ、カードを持たない、行政手続にマイナンバーカードを記載する、記載しないなどは、個人のプライバシーや人権に関わることだと思います。

一昨日、民生委員さんと話をする機会がありました。金融カードでも非常にトラブルがあるということで、ましてや個人情報、マイナンバーカードを持ってほしくもないし、持たせたらあかんというようなこともおっしゃっておられました。

再度町長の見解を求め、この質問を終わらせていただきます。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 私の個人番号カードの普及についての見解ということでお答えをさせていただきます。

懸念されておるのは、やはり個人情報の漏えい、そして不正利用というようなことでございますが、現在、個人番号カードの安全性が問われておるわけでございますけれども、個人番号カードは、個人番号を使う手続では顔写真付きの身分証明書として本人確認が行われますので、他人は使うことはできないと思います。

個人番号を他人に知られても、個人番号の利用範囲や収集保管などは法令で厳しく制限をされております。個人情報を一元管理する仕組みではないため、芋づる式に漏れることはありません。他人の個人番号を使って、その人の個人情報を調べることはできませんし、個人番号を万一悪用した場合には、厳しい罰則が設けられております。

行政手続において、手続を受け付ける行政職員だけが、その手続に必要な情報に限ってアクセスすることが許されております。不正なアクセスが行われないよう第三者機関の個人情報保護委員会が監視・監督をしております。

個人番号カードを紛失・盗難した場合は、24時間365日体制で、個人番号カードの一時利用停止が受付可能になっております。

このほかにも、アプリ毎に暗証番号を設定し、一定回数間違えるとロックする機能や、不正に情報を読み出そうとするとＩＣチップが壊れる仕組みが取られており、個人番号カードは安全性を保たれていると考えております。個人番号カードの取得には支障がないと存じます。

マイナンバー制度につきましては、利用範囲が公的分野以外の医療機関や金融機関などにも拡大することから、個人情報の流出を未然に防ぐあらゆる手段は講じられておりますので、個人のプライバシーや人権侵害にまで及ぶものではないと考えております。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 2件目の質問をさせていただきます。

太陽光発電パネル設置について伺います。

養老山の裾野に広がる本町の自然、風土、文化は、町民生活と地域社会の形成にかけがえのない尊い資産であり、町民憲章の上段が歌うそのものであると考えます。

しかし、この十数年で小・中・大規模な太陽光パネルの設置で町の景観が大きく変貌した感は否めません。また、気候変動を背景にした一連の台風による太陽光発電設備、メガソーラーの崩壊事故、土砂崩れによる被害は、社会問題として浮き彫りになっています。

太陽光発電設備と自然環境保全の調和は町民の願いであり、子や孫の時代に負の遺産としてはなりません。

そこで、次の点で町長の見解を求めます。

1. 固定資産税償却資産、太陽光発電設備設置に基づく納税義務者数や町歳入の固定資産税額の過去10年間の推移について明らかにしてください。

2. 経済産業省は、ガイダンスでは20キロワット以上について自治体や地域の説明を必要としています。これまでの町の実績や悪質な場合の認定取消しなどの事例について伺います。

3点目は、大規模に乱開発する発電規制は重要な施策です。事業廃止時の後始末、撤去費用の資産調達計画、原状回復が担保される設置などを明確にするための町条例制定を求めるものですが、その見解をお聞かせください。

○議長（長澤龍夫君） 大倉税務課長、答弁。

○総務部税務課長（大倉 修君） 私から、1点目の太陽光発電設備の設置による固定資産税償却資産の納税義務者数及び税額の推移についてお答えいたします。

固定資産税の償却資産における太陽光発電設備に関する申告は、平成24年度に1件、固定資産税相当税額約6万円が最初であり、その後、平成25年度は4件、税額約40万7,000円、平成26年度は20件、税額約235万1,000円と年々増加してまいりました。

平成24年度から導入された電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備に係る課税標準の特例措置の延長に加え、平成30年度から生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資に係る課税標準の特例措置が導入されたこともあり、今年度、平成31年度は119件、税額は約4,580万6,000円であり、5年前の平成26年度と比較しますと件数は99件（約6倍）、税額は4,345万5,000円（約18倍）の増となっております。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 田中産業建設部長、答弁。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） 2点目の御質問につきましては、産業建設部全般にわたりますので、私のほうから回答させていただきたいと思います。

国におきましては、FIT法に基づく事業計画策定ガイドラインが平成29年3月に策定され、各再生エネルギー発電事業者はガイドラインを遵守の上、事業を実施すべき

であると考えます。いわゆる改正F I T法（固定価格買取制度）は、平成29年4月より施行をされております。

認定の基準といたしましては、1. 事業の内容が基準に適合すること、2. 事業が円滑、かつ確実に実施されると見込まれること、3点目としまして設備が基準に適合すること、以上3点が上げられ、議員御質問の自治体や地域説明を必要とするにつきましては、設置後のトラブルを避けるため事業者が行う推奨事項として上げられております。

また、20キロワット以上の発電施設につきましては、事業計画の内容に関する標識を掲げることが義務づけられております。

ガイドラインでは、当然のことではありますが、関係法令等を遵守することが義務づけられており、町が手続窓口となるものにつきましては、事業者からの相談をお伺いしている現状であります。改正F I T法が施行された平成29年4月以降に認定された発電事業者10者のうち、町が所管する法令手続があった事業は1者ございました。

近年、半ば耕作放棄地化している農地を太陽光発電施設とする農地転用が見られますが、農地転用におきましては、転用後の事業計画に不備がない場合、転用を認めております。ただし、農業振興地域の農用地区域内におきましては、原則、太陽光発電施設への転用のための除外は認めておりません。

また、御指摘のとおりガイドラインを遵守しない、特に悪質な発電事業者につきましては、認定の取消しがなされますが、国に確認をしたところ、特に法令違反の者を除き、全国的にも取消しがあった事例は少なく、本町に太陽光発電所を設置する認定事業者におきましては取消事例はございませんでした。以上でございます。

○議長（長澤龍夫君） 問山生活環境課長心得、答弁。

○住民福祉部生活環境課長心得（問山 剛君） 水谷議員からの御質問にお答えさせていただきます。

3点目の大規模に開発する発電規制等につきましては、太陽光発電事業についてF I T法に基づきまして経済産業省が認定を行っておりますが、全国的に太陽光発電事業者の急激な増加と、一部には施工に関する安全性の確保や維持管理が不十分な事例が見受けられ、地域住民から懸念を示す事例も存在します。

また、開発行為に関しましては、開発の面積によって町・県に協議をなされた場合には、必要に応じて地域に説明を行うよう指導しておりますが、現状では規制する法令はございません。

また、資源エネルギー庁の太陽光発電事業計画策定ガイドラインでは、関係法令の遵守、発電施設の設計、設置基準、適切な保守点検と維持管理の構築など遵守事項が示され、ガイドラインの適用対象は、企画立案から当該発電設備の撤去及び処分が完了するまでの間としております。

これに違反した場合には、F I T法に基づき、改善命令や認定の取消しの措置も規定

されております。

町独自の条例制定に関しましては、今後、関係法令の動向や他の事例などを調査研究してまいりたいと存じますが、まず事業者へのガイドラインを遵守し、周囲への安全や環境への配慮のほか、近隣住民に十分な説明と理解がしてもらえるよう適切な対応を求めてまいりたいと存じます。以上となります。

〔13番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 再質問します。

1点目は、福島県大玉村では、豊かな自然環境や景観と太陽光発電設備の調和を図ることを目的に、対象を経済産業省より厳しい合計出力10キロワット以上の事業用太陽光発電を対象に、村の命令に必要な措置を講じない場合は事業者名を公表する制度を昨年12月に制定しています。

また、埼玉県日高町では、災害の発生の防止並びに良好な環境及び景観の保全のため、保護すべき地域として特定保護区域を指定し、この区域においては、事業の規模に関わらず市長は同意しない。また、事業者は事業を行うとき、市長に届け、同意を求めるとし、昨年8月に制定をしています。

町長はこの自治体の2例をどう評価されますか。

2点目は、各地で住民や自治体からの批判が高まり、ようやくメガソーラーも環境アセスの対象となったと聞き及んでいます。当町の現状に鑑み、具体的な取組が進められているか否かをお聞かせください。

○議長（長澤龍夫君） 養老町長 大橋孝君、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質問2点について、私のほうから答弁させていただきます。

まず1点目の大玉村の条例制定についての評価でございますけれども、国ではこれまで太陽光発電を推奨しておりましたが、太陽光発電の爆発的な普及に伴い、再生エネルギー賦課金による国民負担増加の抑制として、昨年11月から電力固定価格買取制度、いわゆるFITが順次終了をいたしております。

FITが終了する方向にありますので、今後は全国的にメガソーラー設置に関しては歯止めがかかるのではないかという見通しでございます。

各市町村の条例の制定には、自治体それぞれの事情があると存じます。今後の状況を踏まえた上で、環境や景観保護、防災の面や企業誘致の面など一長一短であると考えております。

2点目の御質問でございますけれども、環境アセス法の改正により、出力4万キロワット以上の太陽光発電施設も法の対象となり、その手続の中で、地域説明会の開催や住民などからの意見聴取が義務づけられるということになる見込みでございます。これにより、自治体も環境保全の見地から意見できるようになると思われます。

当町としましては、今後もガイドラインの徹底や環境保全を図ることを通じまして、事業者と地域住民が良好な関係を築けるように取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（長澤龍夫君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 再生エネルギー導入、普及は、温暖化抑制のためにも喫緊の課題であり、一層の推進が求められていると思います。

しかし、環境面や土地利用に関する規制の弱い当町では、きちんとしたルールや規制が未整備のまま、地域外の資本や外国の資本による利益追求を優先とした乱開発は、住民の健康や安全、環境保全に関わる問題を引き起こすものです。そのために、事業の立案や計画の段階から情報を公開し、事業者、町、地域住民、自然保護関係者、専門家など広く利害関係者を交え、養老町の環境保全と地域経済への貢献にふさわしい条例制定を願い、求め、訴え、質問を終わります。

○議長（長澤龍夫君） 以上で13番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

これで日程第3、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（長澤龍夫君） 会議を閉じます。

議会最終日は明日3月19日、午前9時30分より再開いたします。

なお、議会運営委員会を本日この後開催いたしますので、関係者の方は1時50分に北委員会室にお集まりください。

本日は御苦労さまでした。

（散会時間 午後1時32分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年3月18日

議 長 長 澤 龍 夫

議 員 松 永 民 夫

議 員 水 谷 久 美 子

